

公益財団法人メイク・ア・ウィッシュ オブ ジャパン

募金箱設置規程

第1条（目的）

公益財団法人メイク・ア・ウィッシュ オブ ジャパン（以下「この法人」という）の募金箱設置に関し、募金箱に寄せられたご寄付者の意思が生かされ、管理運営が適切に行われるために必要な事項を定めるものとします。

第2条（設置場所）

（1）募金箱設置場所は、この法人の趣旨に賛同する販売店・商店・病院・ホテル、事業所などの、不特定多数の人が出入りし、かつ管理ができる施設とします。

（2）多くの人の目にふれるところに設置場所を決めて、常時設置してください。（個人所有は固くお断りいたします。）

第3条（設置申込）

募金箱設置を申し込むときは、当規程を御熟読の上、全ての項目に合意いただける場合に所定の「募金箱設置申込書」を提出してください。この法人にて審査のうえ、設置の可否を判定させていただきます。

第4条（募金箱の種類）

募金箱の種類は次の通りとします。

アクリル製通常募金箱、鍵付き

横幅：122mm

奥行：102mm

高さ：165mm

第5条（募金箱の運送料）

募金箱の設置にかかる送料はこの法人が負担しますが、返却にかかる送料は募金箱設置者が負担してください。

第6条（募金箱管理者）

管理の所在を明確にするため、各募金箱について18歳以上の管理責任者を定め、この法人に届けてください。

第7条（募金の送金）

集った金額の多寡に関わらず、募金箱に寄せられた募金は少なくとも1年に一回はこの法人の指定するゆうちょ銀行の振替口座に、この法人が支給する専用の振替払込用紙により振り込んでください。それ以外の方法による送金について発生する振込費用等については、募金箱設置者の御負担でお願い致します。

また、この法人及び募金箱設置者双方の合意の下、この法人より金銭以外の現物（ギフトカード・切手等）に変えての送付をお願いすることがあります。

第8条（禁止事項）

募金箱を他に譲渡あるいは貸与しないでください。

第9条（変更の届出）

募金箱設置の設置場所（住所・電話番号）、管理責任者等の変更があった場合は、速やかにこの法人に届け出てください。

第10条（鍵の紛失）

募金箱の鍵を紛失した場合、この法人にてスペアを1つだけ保管していますので、申し出により鍵を送付します。ただし、2度紛失した場合には解錠できなくなりますので、確実な管理をお願いします。

第11条（盗難／破損の補償と交換）

募金箱が盗難にあったり、故意に破損されたりした場合、この法人に速やかにご連絡の上、管理責任者は被害状況を報告し、破損した募金箱をご返却ください。盗難／破損を防ぐ対策が打たれたと判断された場合、新しい募金箱をこの法人より送付します。

第12条（設置の中止）

（1）募金箱の設置を中止しようとするときは、この法人に連絡し募金箱を返却してください。

（2）1年半以上に亘り一度も送金がない場合は、募金箱の設置の状況を調査し、募金箱の返却を求めることがあります。

附則

平成30年9月18日 改定

令和4年2月1日 一部変更（第7条）